



はじめませんか！ ハロトレ ～求職者支援訓練の申請をご検討の方へ～

求職者支援訓練を申請するにあたり、必要な条件があります。



① 訓練実績

有料訓練／他の都道府県における求職者支援訓練／委託訓練／その他 の実績があること。

* 訓練を開始しようとする日からさかのぼって3年間に実施した同程度の訓練期間および時間の訓練実績が必要です。

* 自社社員以外の外部の者への訓練実績しか認められません。

② 訓練環境

○教室

* 教室の面積(内法面積)は1人当たり 1.65 m²以上、教室と事務室の入口はそれぞれ別であること。

* 全面禁煙であること。

* パソコンを使用する訓練では人数分のパソコンおよび適正な数のプリンタを設置し、配線につまずかないよう固定(ガムテープで貼るなどの簡易な方法は不可)。

* OSやソフトはサポート対象外のものは認定されない場合があります。

○事務室、壁の状況

* 事務室は別の部屋として完全に分離していること(衝立・パーテーション不可)。

* 個人情報の適切な管理ができる(事務室の施錠または容易に持ち出すことができない施錠できる書庫がある)こと。

○訓練施設

* キャリアコンサルティングができる環境(プライバシーへの配慮)が必要。

* 受講生が快適かつ衛生的に訓練を受講できる照明、空調・換気、トイレ(男女別)、洗面所等が整備されていること。

* 機構職員 2 人及び訓練実施施設求職者支援訓練担当者 1 人が入室可能かつ書類を確認できるスペースを確保していること。



③ 実施体制

○講師の配置

* 定員30名あたり1名以上、実技は15名あたり1名以上(きめ細かい指導ができる講師の数)。

※ただし、IT分野、WEBデザインの訓練コースについては、受講者 20 人までは 1 人、20 人を超える場合は2人以上を配置することでも差し支えありません。なお、講師を配置せずに、助手のみを配置することは認められません。

○講師の要件

* 教える科目について指導経験がある(その他、業務経験等が必要)。

○責任者、事務担当者、苦情を処理する者の配置

* 訓練実施施設において問合せ等に対応する者として、事務担当者が常駐する必要があります。

○就職支援責任者等の配置(直接雇用されていること)。

* 訓練実施日数のうち50%は全日訓練実施施設で業務を遂行する必要があります。



○キャリアコンサルティング担当者の配置

*資格所有者であること(キャリアコンサルタント、キャリアコンサルティング技能士(1級または2級)、職業訓練指導員免許を保有する方)。

所有していない場合は上記の資格が必要です(上記資格を有していない方はキャリアコンサルティング担当者となれません)。

○職業訓練サービスガイドライン研修の受講

*責任者、就職支援責任者、申請者と直接雇用関係(役員含む)のある講師または事務担当者のいずれかが受講および修了していなければ申請することができません。

④ 実施できないものの例

○有資格者でないとできない内容

*医業類似行為(指圧・整体・マッサージ・リフレクソロジーなど)は不可

*化粧(メイク)、ヘアセット等は美容師の資格が必要なため不可

ただし、化粧品販売業への就職を目指すカリキュラムであれば化粧を含むカリキュラムも可

○趣味・教養的な内容



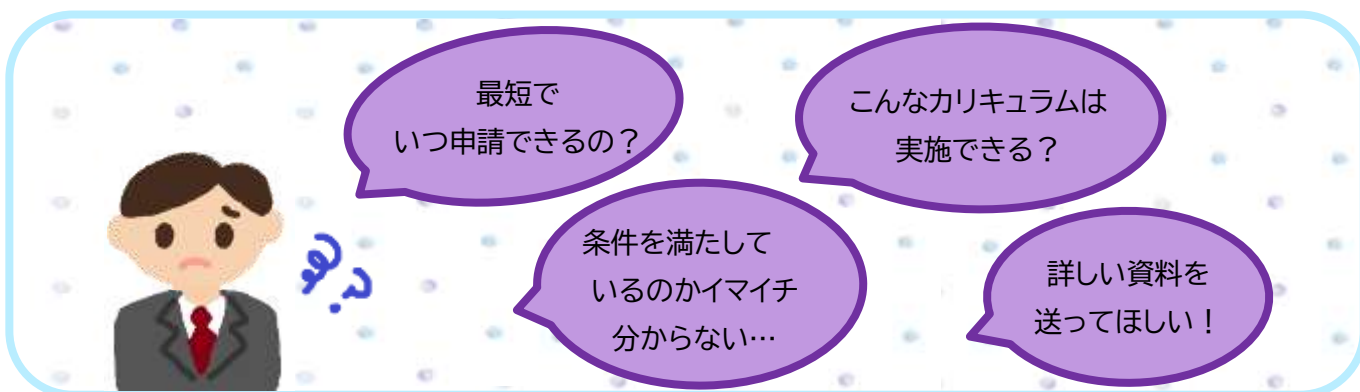
*以上は主な項目であり、他にも要件がございます。

詳細は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構本部ホームページをご確認ください。

(URL:<https://www.jeed.go.jp/js/shien/index.html>)

*開講月ごとに定員の上限が設定されるため、申請が多数あった場合はすべての基準を満たしていても認定されないことがあります

ご不明な点がありましたら、お電話またはメールにてお気軽にお問い合わせください！



問い合わせ先

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構
神奈川支部 求職者支援課 認定係
TEL:045-391-2869
Mail:kanagawa-vcq@jeed.go.jp